

令和3年8月の大雨による災害に伴う授業料等減免について

本学では、令和3年8月大雨による災害にて被災した学生の経済的負担を軽減し、学業を継続する機会の確保を図るために、下記のとおり授業料等減免の特別措置を講じます。

該当する学生で、この特別措置を希望する場合は、下記のとおり所定の手続きを行ってください。審査により授業料等減免を決定します。

記

1. 対象者

令和3年8月の大雨による災害にて被災された世帯の学部生および大学院生（科目等履修生及び研究生等を除く）で以下のいずれかの要件に該当する場合

- (1) 被災地に居住する家計支持者が亡くなられた、または、行方不明になられている場合
- (2) 家計支持者の所有・居住する家屋が全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊した場合
- (3) 家計支持者が負傷され、入院・長期加療を必要とする場合
- (4) 自営業の維持および再開の見通しが立たない場合
- (5) 家計支持者の勤務先が倒産または失職等により家計状況が著しく悪化した場合

※国の高等教育修学支援制度の採用者は対象となりません。ただし、家計基準の適格認定で、「停止」となっている人は対象となります。

また、「商学部第二部奨学金」、「外国人留学生授業料減免」等、既に他の授業料等減免を受けている者は対象となりません。

2. 特別措置内容

令和3年度第2期（後期）の授業料および教育充実費の範囲内で減免します。

なお、第2期（後期）の授業料等を既に納入済みの場合は、授業料等減免が決定すれば返還します。

3. 申請期間

令和3年10月28日（木）～11月17日（水）

4. 申請書類

- (1) 令和3年8月の大雨による災害に伴う経済支援申請書
- (2) 大規模災害における授業料等減免願書
- (3) 死亡診断書
- (4) 罹(被)災証明書

申請期間に罹(被)災証明書の発行が間に合わない場合でも、申請を受け付けます。

なお、罹(被)災証明書が発行され次第、提出してください。

- (5) 家計支持者の入院・長期加療を証明する医師の診断書
- (6) 令和2年の家計支持者（父母がいる場合は両方）の所得金額が証明できる書類（「給与所得者」にあつては源泉徴収票の写し、「給与所得以外」にあつては確定申告書等の写し

※証明できる書類がない場合又は令和2年に収入がない場合は市区町村発行の所得証明書（総所得が明記されたもの）の提出が必要です。

「給与所得」と「給与所得以外」の両方がある場合は、それぞれの所得金額が証明できる書類の提出が必要です。

(7) 被災前と被災後の所得金額を証明できる書類（本災害の影響により収入が減少した方のみ）

(8) 学費等納入金返還願

※必要に応じて、別途書類の提出を求めています。

5. その他

この授業料等減免の適用は、罹(被)災等の規模や罹(被)災に伴う家計状況の変化を審査し、決定します。
なお、被災状況により減免の適用を受けられない場合があります。あらかじめご承知おきください。

6. 問い合わせ先および送付先

【問合せ先】 学生課奨学金係 ☎092-871-6631（代表） 内線 2654・2656

【送付先】 〒814-0180 福岡県福岡市城南区七隈八丁目 19 番 1 号 福岡大学学生課奨学金係

※「令和3年8月の大雨に伴う授業料等減免申請書類在中」と封筒の表面に朱書きしてください。

以上